

食品流通関連行政の概要

平成14年9月

農林水産省総合食料局

1. 食品流通に関する主な制度

(1) 食品流通構造改善促進法の概要

食品流通構造改善促進法は、食品流通の合理化と機能の高度化を図るため、農林水産大臣が定めた統一的な方針の下に、食品流通部門の関係者が行う自主的な構造改善を促進することを目的としている。

具体的には、事業者が構造改善計画に基づき、以下の事業を実施する場合には、国は金融・税制上の支援措置を講じている。

① 食品生産製造等提携事業

生産者と提携した安定取引関係の確立、食品の品質保持施設の整備等生産から小売に至るまでの一連の食品流通の改善を行う事業

② 卸売市場機能高度化事業

食品の品質保持施設、物流施設の整備、流通機能の向上、卸売市場事業者の資質の向上等卸売市場の機能の高度化を行う事業

③ 食品販売業近代化事業

共同仕入れ・共同配送の実施、食品の品質保持施設の整備、販売業務施設の整備、食品販売業者の経営の改善等を行う事業

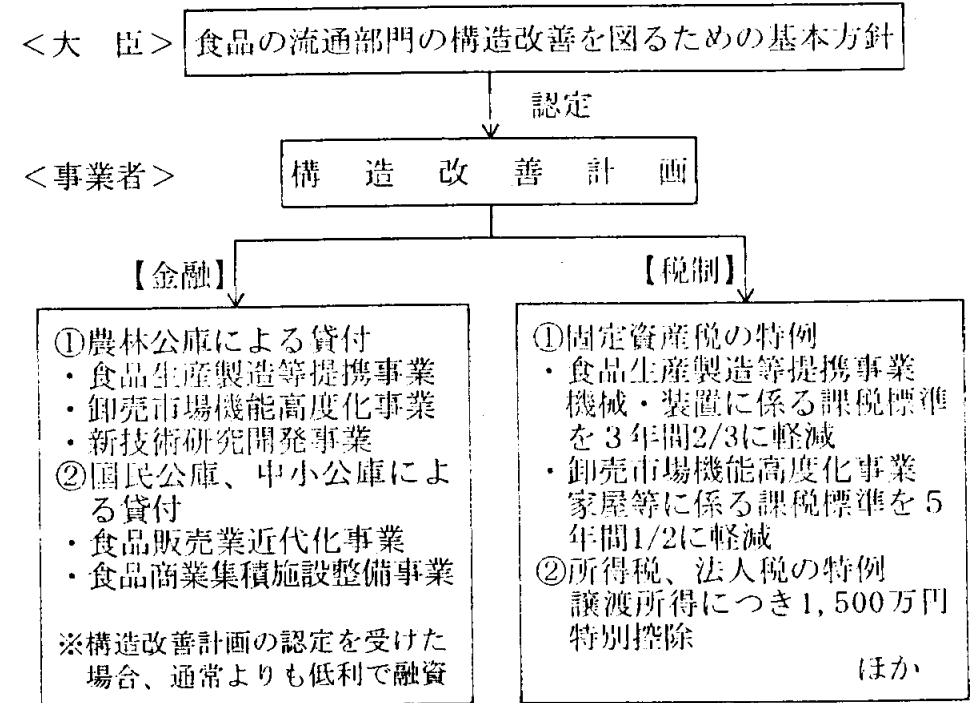
④ 食品商業集積施設整備事業

食品情報の提供等消費者の利便の増進を図る施設を併設した食品販売業者の店舗の集積施設の整備を行う事業

⑤ 新技術研究開発事業

鮮度保持等の品質管理、品質の優れた食品の開発等食品流通の円滑化に係る新技術の研究開発を行う事業

○食品流通構造改善促進法の概要



【参考】構造改善計画の認定実績（平成14年3月末現在）

①食品生産製造等提携事業	
・食品生産製造提携事業	3件（2件）
・食品生産販売提携事業	285件（48件）
②卸売市場機能高度化事業	26件（15件）
③食品販売業近代化事業	113件（6件）
④食品商業集積施設整備事業	4件（0件）
⑤新技術研究開発事業	1件（1件）

※（ ）内は平成13年度の実施

② 独占禁止法の概要

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)は、以下の規制措置を定め、これに違反した場合には公正取引委員会が排除措置命令等を行い、一般消費者の利益の確保と国民経済の民主的で健全な発展を図ることを目的とするものである。

<具体的な規制措置>

- ア 不当な取引制限(カルテル)の禁止
市場における有効な競争が阻害する状態をもたらす事業者相互の事業活動についての協定等の締結を禁止。
- イ 独占・寡占の規制
独占の状態の形成・維持に係る行為を禁止(私的独占の禁止)するとともに、独占に近い状態の発生を未然に防止。
- ウ 不公正な取引方法の禁止
優越的地位の濫用等公正な競争を阻害するおそれのある取引方法で公正取引委員会が指定するものを行うことを禁止。
- エ 企業結合・集中の規制
企業間の合併、分割、営業譲渡については、これにより競争が実質的に制限されるときは、これらの行為を禁止。また、国内の企業は合併をしようとする場合には、あらかじめ公正取引委員会に届出を行うことが必要。

- 流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針(平成3年7月)における「小売業者による優越的地位の濫用」についての取扱い

【小売業者が納入業者に対し取引上優越した地位にある場合】
納入業者にとって小売業者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、当該小売業者の要請が自己にとって著しく不利益なものであっても、これを受け入れざるを得ないような場合

【独占禁止法上小売業者の優越的地位の濫用の問題がある事例】

- ① 仕入担当者等仕入取引に影響を及ぼしうる者が購入を要請する場合(押し付け販売)
- ② 返品条件が不明確で、計算できない不利益を与える場合
- ③ 納入業者が派遣する従業員に棚卸等の納入商品の販売促進と無関係の業務を要請する場合
- ④ 販売促進に無関係の催事等に係る協賛金を要請する場合
- ⑤ 多頻度小口配送の費用負担額、算定根拠等について納入業者と十分協議せず、一方的に負担を要請する場合等

○卸売会社の合併の取扱いについて

独占禁止法の運用上、合併当事会社の取引先の仲卸業者等が他に3以上の卸売業者から仕入れを行うことが容易である場合には、合併に支障がないものとして審査手続を簡素化

【卸売業者の合併審査の手続】

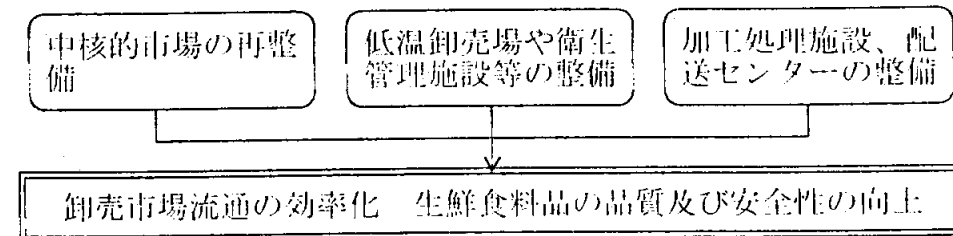
- ① 取引先である仲卸業者等のうち主な者からヒアリングを行い、上記に該当する事案と判断すれば審査は終了。
- ② 上記に該当しない場合には、取引先である仲卸業者等に仕入先等のヒアリングを行い、実質的に競争を制限するかどうかを判断し、この判断が付かない場合には、合併の当事会社からの仕入依存状況等の詳細な審査を実施。

2. 食品流通に関する施策の概要

(1) 卸売市場の施設整備等

- 卸売市場は、国民生活に必要不可欠な生鮮食料品等の基幹的流通機構であることから、その施設整備については、一定の補助を行っている。
- 第7次卸売市場整備基本方針（平成13年度～22年度）、第7次中央卸売市場整備計画及び都道府県卸売市場整備計画に基づき、中核的市場の再整備や品質管理・鮮度保持対策、物流効率化等の市場機能の強化に資する施設の整備等を計画的かつ重点的に実施している。
- 卸売業者・仲卸業者等市場関係者の経営基盤の強化を図るため、市場関係者の合併等経営大型化、経営及び業務の合理化・効率化についての取組を支援している。また、卸売市場開設者による施設整備、機能高度化等について金融、税制面における支援措置を実施している。

○ 卸売市場施設整備の概念



○ 卸売市場についての補助制度の概要

【卸売市場施設整備】

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、衛生施設、加工処理施設等の整備に対し、4/10以内の補助率で補助を実施

【市場経営基盤強化】

- ① 卸売市場の経営基盤強化指針の作成、モデル市場における合併等の推進方策の策定に向けた指導
- ② 仲卸業者に対する財務、法務、物流等の改善指導

○ 卸売市場の近代化等に関する主な金融・税制措置

【金融】

- ・卸売市場近代化資金（農林公庫）
中央・地方卸売市場の関係業者の業務の近代化のために必要な卸売市場施設の整備に対する融資
- ・卸売市場機能高度化事業（農林公庫）
食品流通構造改善促進法の認定計画に基づいて行う卸売市場機能高度化事業に係る施設整備等に対する融資

【税制】

- ・登録免許税の特例（国税）
合併・分割等を行う場合の登録免許税の軽減
- ・不動産取得税の特例（地方税）
卸売市場施設の課税標準額を軽減（食品流通改善資金の貸付を受け取得したものに限り）。

(2) ITを活用した流通の効率化

生鮮食料品流通の分野におけるITの活用は、他産業に比較して遅れており、食品流通の高コスト構造の是正、多様な消費者ニーズへの適切な対応を図る観点から、ITの活用を促進するための支援を行っている。

具体的には、標準商品コード、EDI標準等の基盤整備の開発、革新的なビジネスモデルの開発、人材の育成等を推進している。

(3) 物流の合理化

食品物流の効率化とともに、流通段階における鮮度・品質の保持を向上する観点から、鉄道・船舶等の大量輸送機関を活用した低温一貫輸送体制（コールドチェーンシステム）の構築、生鮮品小売業者の共同配送等を支援している。

○ IT活用に関する補助制度の概要

- ・生鮮食品等取引電子化基盤開発事業（平成9年度～12年度）
食品流通の情報化のための共通基盤である標準商品コード、EDI標準及び商品情報のデータベースの開発を図る。
- ・食品流通情報化等推進事業（平成13年度～）
食品流通の情報化等を推進するため、食品流通IT戦略会議における検討、講演会の開催、普及のための資料作成等を実施する。
- ・食品流通高度化プロジェクト事業（平成13年度～）
食品流通のコスト削減を図るため、ITを活用し、革新性・経済性に優れた食品流通ビジネスモデルの開発・実証を行う。
- ・中小食品流通業情報技術人材育成事業（平成14年度～）
ITを活用した食品流通システムの導入を推進するため、中小食品流通業者を対象にIT習得のための研修を実施する。

○ 物流の合理化に関する補助制度の概要

- ・食品基幹物流高度化事業（平成14年度～）
低温輸送体制に必要な食品低温流通ターミナルの整備及びクールコンテナ等輸送機器の整備の促進を図る。
- ・生鮮品共同配送施設整備（平成14年度～）
共同処理を行うための加工施設等の共同配送施設を整備することにより、地域の食品小売業者の活性化を図る。
- ・食品流通拠点整備円滑化事業（平成14年度～）
鉄道・船舶を活用した流通及び効率的な共同配送への取組の必要性、効果等の調査・分析等を行い、その普及・促進を図る。

(4) 食品小売業者の活性化

地域に密着し、青果・鮮魚等の生鮮食料品の安定供給に重要な役割を担っている食品専門小売店の経営の効率化、活性化等を促す観点から、知識、技術の普及等人材育成、地域の関係者が一体となった経営革新のための取組等を支援している。

○ 食品小売業者に対する主な補助制度の概要

- ・食品小売業者の経営支援(食品専門小売等構造改善推進事業)
食品流通を取り巻く諸情勢の変化に対応していくために必要な知識・技術等の教育・普及等を実施。
- ・協同組合による活性化支援(いきいき食品小売業支援事業)
事業協同組合等が地域の実情に応じて作成した活性化計画に基づく共同仕入、商品開発等の共同化事業の実施。
- ・商業集積・共同施設の整備(食品流通構造改善施設整備事業)
中心市街地等において、温度管理機能等を付与した食品商業集積施設等の整備に対して支援を実施。

○ 食品小売業者に対する主な金融・税制措置

【金融】

- ・食品生産販売提携事業(農林公庫)
食品販売業者が生産者と安定的な取引契約を結び、品質・温度管理を行う保管配送施設等の取得に対し融資
- ・生鮮食料品等小売業近代化資金(国民公庫)
生鮮食料品小売業者の営業の近代化・合理化を図るために必要な店舗の増改築、機械の購入等に対し融資

※なお、食品小売業者等が構造改善計画に基づき民間金融機関からの借入に対する債務保証の実施(食品流通構造改善促進機構)

【リース事業等】

- ・食品流通構造改善緊急対策事業(食品流通構造改善促進機構)
食品小売業者等が販売の近代化を図るため構造改善計画の認定に基づき行う設備・施設のリース等に対する支援

【税制】

- ・固定資産税の特例
食品生産製造等提携事業の認定計画に基づき、事業協同組合等が取得した共同利用施設に係る固定資産税の課税標準額を軽減

(参考) トレーサビリティの取組

- トレーサビリティとは、生産・加工・流通等のフードチェーンの各段階で食品とその情報を追跡できる仕組みのことである。
- トレーサビリティシステムについては、穀類、青果物、畜産物、水産物及び加工品の各分野ごとにその特性や流通実態を踏まえたシステムが開発されつつある。
- とりわけ、昨年の上S Eの発生以後、牛肉のトレーサビリティシステムについては、早期の制度化が求められている。

【平成15年度概算要求関連予算：8,128百万円】

<牛肉>

○牛肉トレーサビリティシステムの確立(26億円)

個体識別番号等の基本情報の信頼性を確保するための体制を整備するとともに、農協等が整備する飼料給与歴等の付加価値情報を消費者に提供するシステムに対して支援。

<牛肉以外の品目>

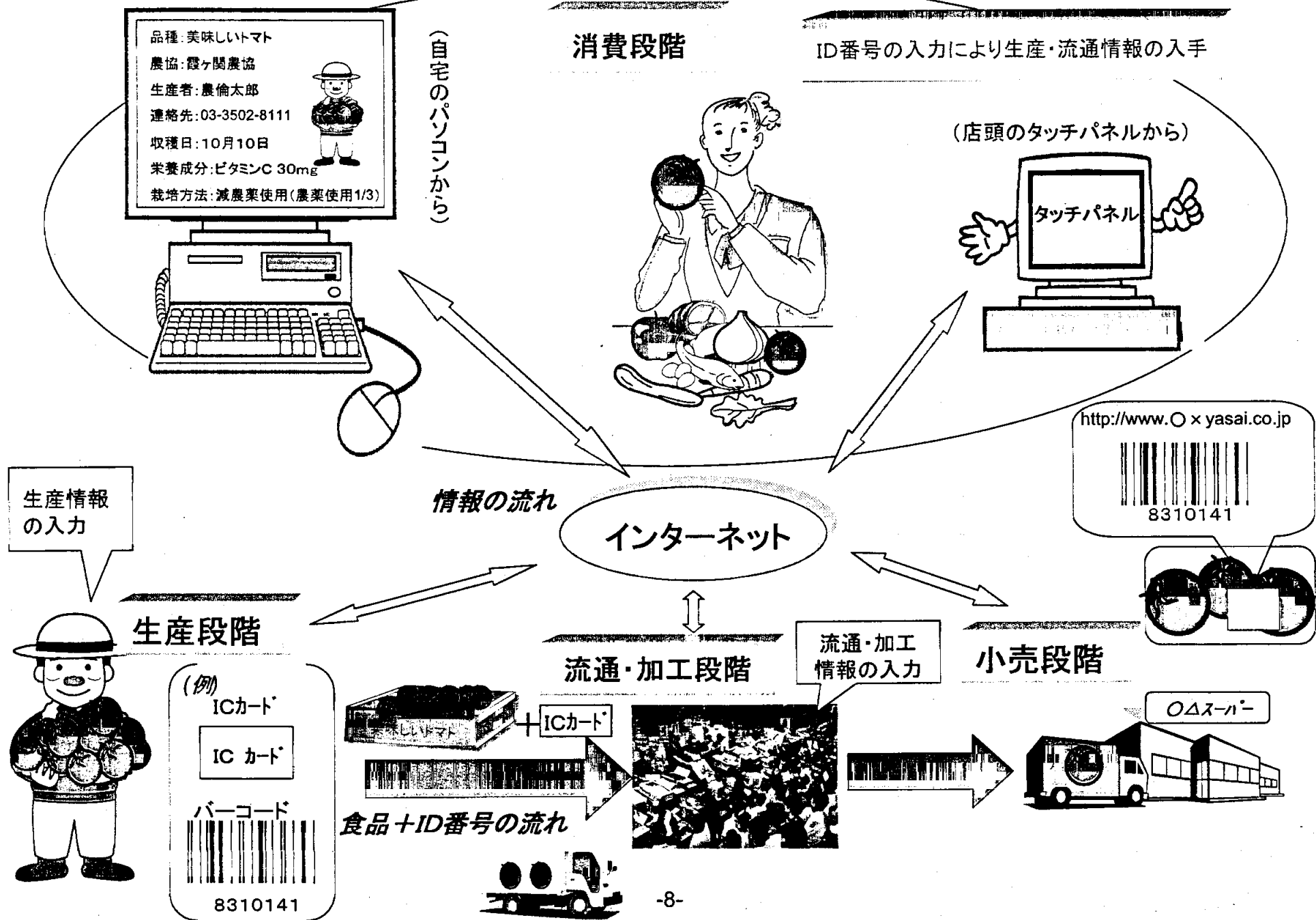
○トレーサビリティシステム導入促進事業(49億円)

青果物、米、豚肉など可能な品目について、トレーサビリティシステム導入のために必要な機器・設備の整備を支援。

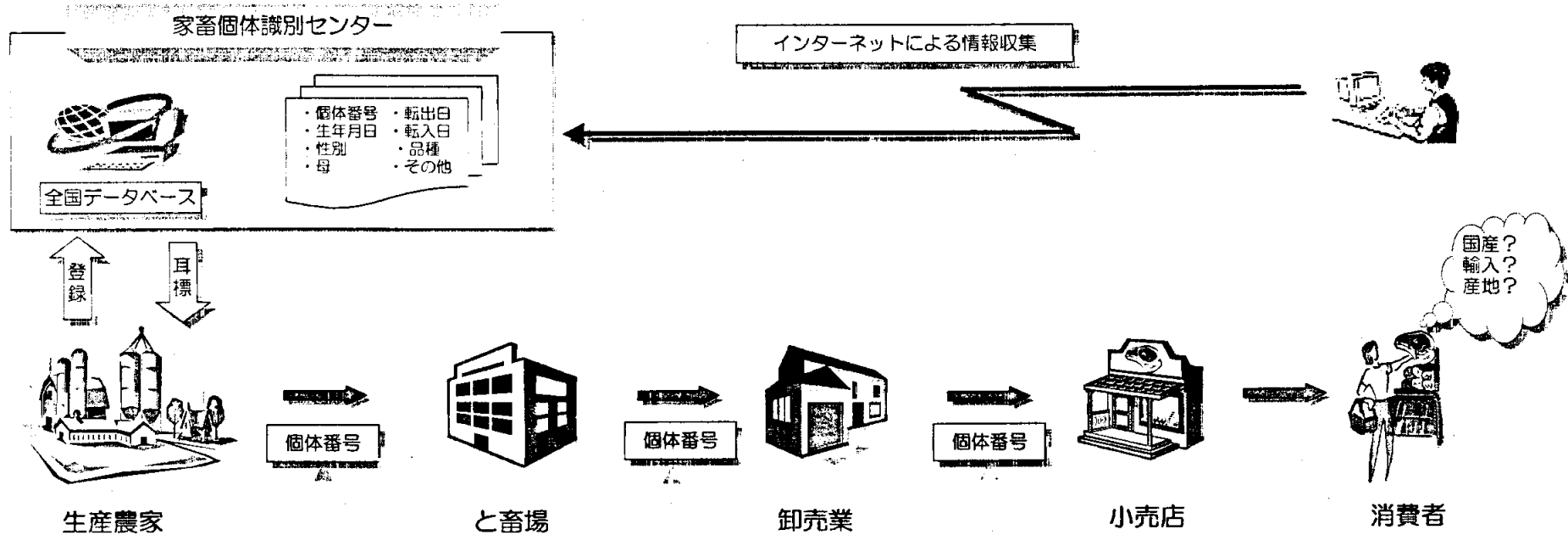
○トレーサビリティシステム開発事業(5億円)

各食品の特性や流通実態に応じた新たなシステムの確立に向けた実証試験を実施。

<トレーサビリティシステムのイメージ>



国産牛肉トレーサビリティのイメージ



DNA検査でのチェック及び調査

商品情報の提供（店頭表示例）

義務表示	オプション表示
名称	生産者名 住所
原産地	電話番号 品種
販売者名	性別 と畜場
住所	加工場 加工日
個体番号	飼料給与情報
問合わせ先	衛生情報 等

- 1 耳標による個体番号で個体ごとに一元的なデータベースで管理
- 2 個体番号を消費段階からトレース（追跡）できる制度を構築
 - ・ 牛肉パックに個体番号の表示を義務付け
 - ・ と畜場でサンプルを採取し、DNA検査等で同一性をチェック
- 3 以上の情報に加え、オプション情報として、飼料給与・衛生情報等の情報を消費者に提供する仕組みを整備